

別表第2（第3条—第9条、第10条、第11条関係）

地区整備計画 画の名称	計画 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	(1)	(2)	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
東京都市計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区整備計画	住宅地区		<p>10分の8。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>建築物の敷地に接する区画道路（計画書に示す区画道路をいう。以下この項において同じ。）又は都市計画道路（都市計画法第11条第1項の規定により都市計画施設として定められた道路をいう。以下この項において同じ。）の部分（建築物の敷地が2以上の区画道路及び都市計画道路に接する場合は、それぞれの区画道路及び都市計画道路の部分とする。以下この項において同じ。）が道路として整備された当該敷地に建築する場合</u></p> <p>(2) <u>道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告（以下この項において「工事完了の公告」という。）のあった区域に建築する場合</u></p> <p>(3) <u>次の公告のあった区域（以下この項において「土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域」という。）に建築する場合（建築物の敷地が当該区域に係る事業計画に定められた公共施設としての道路（以下この項において「土地区画整理道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築すると</u></p>	<p>10分の4。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分が道路として整備された当該敷地に建築する場合</u></p> <p>(2) <u>道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合</u></p> <p>(3) <u>土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合（建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。）</u></p>	<p>100㎡。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分が道路として整備された当該敷地に建築する場合</u></p> <p>(2) <u>道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合</u></p> <p>(3) <u>土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合（建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。）</u></p>							

		<p>きに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)</p> <p>ア 土地区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>イ 土地区画整理法第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>ウ 土地区画整理法第51条の9第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第51条の10第2項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>エ 土地区画整理法第55条第9項及び第69条第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告</p> <p>オ 土地区画整理法第71条の3第11項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告並びに同法第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告</p>								
補助 54 号線 沿道 地区			125 m ²			17 m				

※一重下線箇所は、別表第3から削除、別表第2の追加の際に、「住宅地区」に加え「補助54号線沿道地区」としても制限を追加された箇所

二重下線箇所は別表第3から削除、別表第2の追加の際に、新たに加わった箇所